

令和8年6月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和8年6月11日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和8年6月11日 午前9時宣告

開 議 令和8年6月11日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番 東 祐太朗	2番 田村 雅之	3番 安田 節子
	4番 齋藤 光	5番 岡林 哲司	6番 山本 和輝
	7番 田村 幸生	8番 宮崎知恵子	9番 西森 勝仁
	10番 下川 芳樹	11番 松浦 隆起	12番 中村 卓司
	13番 岡村 統正		

不応招議員 な し

出席議員	1番 東 祐太朗	2番 田村 雅之	3番 安田 節子
	4番 齋藤 光	5番 岡林 哲司	6番 山本 和輝
	7番 田村 幸生	8番 宮崎知恵子	9番 西森 勝仁
	10番 下川 芳樹	11番 松浦 隆起	12番 中村 卓司
	13番 岡村 統正		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 片岡 雄司	副 町 長 田村 正和
教 育 長 濱田 陽治	教 育 次 長 岡田 秀和
総 務 課 長 横畠 克彦	まちづくり推進課長 安岡 裕美
会計管理者兼会計課長 上田 くみ	住 民 課 長 廣田 春秋
産業振興課長 下八川久夫	建 設 課 長 大原 秀平
農業委員会事務局長 藤本 雅徳	健康福祉課長 岡崎 省治
病院事業副管理者兼事務局長 宮本 福一	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山崎 有岐	議会事務局書記 高鴨 学
--------------	--------------

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和8年6月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和8年6月11日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第41号 | 令和8年度佐川町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第2 | 議案第42号 | 令和8年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第3 | 議案第43号 | 令和8年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議案第44号 | 令和8年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第45号 | 令和8年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第46号 | 令和8年度佐川町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第7 | 議案第47号 | さかわ発明ラボの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第48号 | 佐川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第49号 | 佐川町消防団の設置、名称及び区域に関する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第50号 | 佐川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第51号 | 中野・瑞応辺地に係る総合整備計画の策定について |
| 日程第12 | | 議員派遣について |
| 日程第13 | | 委員会の閉会中の継続審査及び調査について |

議長（松浦隆起君）

おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、議案第 41 号、令和 8 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9 番、西森君。

9 番（西森勝仁君）

私のほうから、3 点についてお尋ねをいたします。

まず 21 ページ、3 款、民生費、3 項、児童福祉費、1 の 12 に、の委託料として「こども誰でも通園制度」という、今まで耳慣れない制度がありまして、ここに 74 万円というものが計上されておりますけれども、これはどんな制度で、どういうものなのか、お尋ねをします。

次に 25 ページ、5 款、農林水産業費、1 の 6 の 14、工事請負費に 514 万 8 千円が計上されているわけではありますが、これはどこの農道や水路の改良工事なのか、あるいは、この箇所づけは決定されているものなのか。

そして 3 点目、31 ページ、9 款、教育費、3 の 2 の 10 の需用費に消耗品として 154 万 5 千円が計上されておりますけれども、新年度も始まったばかりというのに、どうしてこんな早い時期にこんな多額の消耗品が必要となってきたのか、また、その理由について、以上 3 点お尋ねをいたします。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

はい。私のほうからは、21 ページの「こども誰でも通園制度」の 74 万円につきまして、ご説明をさせていただきます。

この「こども誰でも通園制度」につきましては、今年の令和 8 年の 4 月から、全国の市町村で開始をされております制度でございます。

こちらはですね、例えば保育所に通う場合は、一定、親御さん

の就労状況であるとか、認定の条件がございますけれども、この始まった制度につきましては、そういった親御さんの条件にかかわらず、一定時間、保育所等で預けれるような制度になっております。月 10 時間を限度としての制度になっております。

こちらの 74 万円につきましては、佐川町の町内においでる子供さんが、他の市町村の保育所等の施設を利用する場合、佐川町のほうから委託料として、そちらの施設のほうに運営費をお支払いする必要があります。

当初予算のほうでは、そちらのほうの計上ができておりませんでした。

今、現時点でそういった申請があるということではございませんけれども、その申請があった場合に対応するために見込んで、公定価格を見込んでですね、計上しているものでございます。

以上です。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい。私からは、補正予算書 25 ページ、5 款、1 項、6 目農地費の、14 節工事請負費 514 万 8 千円についてご説明させていただきます。

この補正予算は、5 月に柳瀬橋の少し上流にあります、清鏡堰が破損しまして、使用できない状態となっております。

このため、農業用水を確保するために、水中ポンプ 6 台と、それを稼働させるための発電機を設置いたしました応急工事の費用となっております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。ご質問の 9 款教育費、3 項中学校費、2 目教育振興費の、10 節需用費、消耗品、1、消耗品費についてご説明を申し上げます。

これにつきまして、この 154 万 5 千円につきまして、3 つの案件がございます。

まず、佐川中学校と尾川中学校のデジタル教科書、教師用のラ

イセンス料といたしまして、それぞれ 39 万 2,700 円を計上させていただきます。

こちらにつきましては、令和 7 年度に中学校の教科書が改訂されまして、これに伴い、デジタル教科書につきましても改訂を行っております。

年度ごとのライセンスにつきまして、国から提供されておりますが、これには教師用が含まれていないということが判明いたしまして、補正予算を計上させていただいたということです。これが 1 つです。

次に、佐川中学校の指導書、55 万 9,130 円につきましては、社会福祉法人同朋会の児童心理治療施設「さくらの森学園」に設置しております、佐川中学校分教室の教員用に、授業における指導の参考や補助のための指導書を購入し、配備するための予算です。

教員が授業するために必要な学習指導要領とその解説本、指導用の教科書につきましては、町の予算で購入し、配備をさせていただいております。が、それ以外に、教員の授業における指導の参考や補助のための資料を、教科用会社が提案をしております、その中で必要性を精査し、学習指導書として指導の手順や黒板の書き方など、参考になる事項をまとめた書籍を町費で購入し、配備をさせていただいております。

この分教室の中学校分につきましては、従前本校に、本校です、本校佐川中学校に配備しているものを、その都度借用しておりますけれども、教育委員会による予算査定の後に、分教室に配置されている 3 人の教員で全教科を指導しておるために、3 教科以外は免許外で指導しており、指導書に依存せざるを得ない状況があり、また頻繁に本校で借用することも、本校で借用することも困難との訴えがございました。

そこでまず、今年度の 4 月 1 日付の人事異動に向けて、本校、佐川中学校本校からの教員の出張による指導も併せて、免許外教科の削減を目指しましたが実現をしませんでした。そのために先ほどの訴えも併せて、補正予算をお願いをしたというところ です。

次に、尾川中学校の化学物質対応用品としての消耗品、20 万円につきましてご説明を申し上げます。

これは尾川中学校で受け入れております、化学物質過敏症の生

徒の指導に対応するため、空気清浄用フィルターとして8万5,800円をはじめ、専用の洗剤、教員用の衣類など、保護者の要望に基づいた消耗品を購入しようとするものです。

今年度それぞれ中学校1年生、小学校1年生となった化学物質過敏症の子供さんの就学先についての協議につきましては、特に症状が重い中1の子供さんへの対応は困難さがありますがけれども、そこで県立学校との関わりや、家庭と教育委員会の協議、さらには地元の尾川のですね、学校運営協議会、PTAの役員会のご意見をいただいたりと、丁寧な対応をしております、この協議の始まりが8月の末からでしたけれども、保護者との協議が6回とか、年末にようやく、この県立学校へ見学に行くとか様々やりまして、結局、決定をしたのが1月末となり、さらにそれを受けて、保護者と学校が申合せをつくっております、そういうものを待っておった関係でですね、こういう丁寧な対応をしてきましたので、当初予算に間に合いません、今回補正をお願いをしたということでございます。

以上です。

議長（松浦隆起君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第41号、令和8年度佐川町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第41号は可決されました。

日程第2、議案第42号、令和8年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 42 号、令和 8 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 42 号は可決されました。

日程第 3、議案第 43 号、令和 8 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 43 号、令和 8 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 43 号は可決されました。

日程第 4、議案第 44 号、令和 8 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 44 号、令和 8 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 44 号は可決されました。

日程第 5、議案第 45 号、令和 8 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 45 号、令和 8 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 45 号は可決されました。

日程第 6、議案第 46 号、令和 8 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 46 号、令和 8 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 46 号は可決されました。

日程第 7、議案第 47 号、さかわ発明ラボの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 47 号、さかわ発明ラボの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 47 号は可決されました。

日程第 8、議案第 48 号、佐川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 48 号、佐川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 48 号は可決されました。

日程第 9、議案第 49 号、佐川町消防団の設置、名称及び区域に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番、東君。

1 番（東祐太郎君）

はい。すいません、1 点だけ質問させてください。

国の条例、じゃないですね、国のものと整合性を合わせるということだったんですけれども、名称は佐川町消防団ですが、分団の名前がここらなくなっている、もし理由がありましたら、お答えください。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい、お答えをさせていただきます。

消防組織法ではですね、こういうことについては条例で定めなさい、こういうことについては規則で定めなさい、というふうになっております。

今回、分団の名称については規則で定めなさいというふうになっておりますので、今回の条例からは除いております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 49 号、佐川町消防団の設置、名称及び区域に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 49 号は可決されました。

日程第 10、議案第 50 号、佐川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 50 号、佐川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 50 号は可決されました。

日程第 11、議案第 51 号、中野・瑞応辺地に係る総合整備計画の策定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 51 号、中野・瑞応辺地に係る総合整備計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 51 号は可決されました。

日程第 12、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣はお手元に配付のとおりと決定しました。

日程第 13、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長、挨拶をお願いします。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい。それでは、令和 8 年度 6 月定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

まず、6月2日から3日にかけて、高知県に接近をいたしました台風6号につきまして、少しご報告をさせていただきます。

5月29日の新たな防災気象情報の運用開始後、初めての対応となる中、四万十町におきましては、運用開始後、全国で初めてとなるレベル4の大雨危険警報が一時発表されるなど、県内に大雨をもたらした台風となりました。

本町におきましても、2日の午後6時過ぎにレベル3の大雨警報が発表され、対応としまして、文化センターを避難所として開設させていただくとともに、レベル3、高齢者等避難の避難情報を発令させていただきました。

あわせて、不測の事態に対応できるよう、関係職員により配備体制を敷くなど、住民の皆様の安全を最優先に置いた警戒活動に当たらせていただきました。

本町におきましては、2日未明から3日の未明までの24時間累計雨量で約370ミリを記録した地点もございましたが、幸いにも人的被害など、大きな被害の発生はございませんでした。

しかしながら、これから本格的な出水シーズンを迎えるに当たりまして、職員一同、危機管理意識をさらに高めていきたい、いくこととしております。

以上、報告をさせていただきます。

本定例会におきまして、ご提案させていただきました報告5件、諮問2件、同意案9件、承認3件、議案11件につきまして、適切なるご審議の上、全ての案件をご承認いただき誠にありがとうございました。

ご承認いただきました補正予算等の議案につきましては、スピード感を持って適切に進めさせていただきます。

今後とも、住民目線で生活に密着した政策を実施させていただきますので、議員の皆様におかれましては、ご指導、ご協力を引き続きよろしくお願いをいたします。

また、今定例会の一般質問におきまして、7名の議員の皆様からご質問をいただきました。職員の育成や情報発信関係、子育て支援、佐川高校の魅力化、柳瀬川改修などについて、今後佐川町、町政運営の、佐川町にとっての重要な課題についての内容のご質問でありました。

より一層、身の引き締まる思いで、しっかりと対応させていた

だきたいと思います。

今後におきましても、議員の皆様にはしっかりとご報告、ご説明をさせていただくなど、情報共有に努め、事業を推進してまいります。

まだまだ多くの課題や問題がありますが、全職員で力を合わせ、チームワークを大切にし、頑張ってまいります。

終わりになりますが、四国地方も今月2日に、平年より3日早く梅雨入りし、じめじめとした過ごしにくい天気が続いております。

議員の皆様におかれましては、熱中症などの対策をしっかりと取っていただき、体調管理には留意し、引き続き町政発展のために、ご指導ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

本定例会、誠にありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

本日の会議は、これもちまして終わります。

令和8年6月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前9時25分